

市民的改革以前のザクセンにおける 都市制度（Ⅲ）

松 尾 展 成

目 次

1. 初めに
2. ブラッシュケ教授のザクセン都市史論
 2. 1. ザクセン都市史研究の状況
 2. 2. ザクセン都市史の諸段階
 2. 2. 1. 中世盛期
 2. 2. 2. 中世後期
 2. 2. 3. 近世初期
 2. 2. 4. 十七—十八世紀
 2. 2. 5. 十九世紀
 - 文献目録(1) (24巻 4号)
 2. 3. ザクセン都市史の諸特質
 2. 3. 1. 都市の本質指標
 2. 3. 2. 都市共同体
 2. 3. 3. 都市＝農村関係
 2. 3. 4. 人口史から見た都市
 2. 3. 4. 1. 1300／1550／1750／1843年
 2. 3. 4. 2. 1834／1871／1890年
 2. 3. 5. 土地制度史から見た都市
 2. 3. 6. 行政史から見た都市 (25巻 1・2号)
3. 市民的改革直前期のザクセンにおける都市制度
 3. 1. 対象地域と都市の総数
 3. 2. 同時代文献における都市
 3. 3. 都市の類型区分
 3. 4. 裁判権と荘園領主権の把持者 (本号)

3. 市民的改革直前期のザクセンにおける都市制度

3. 1. 対象地域と都市の総数

ザクセン改革直前期に都市の総数はどれだけであったか。私は、『ザクセン王国統計協会⁽¹⁾報告』第1巻の「1815年および1830年の人口⁽²⁾」（以下では1830年人口表と略記）に掲げられた145市を基準と考えたい。

これに対して、第1に、ブラシュケ教授は論文1984（a）において、すでに引用したように、「1815年にはザクセンに数にして143の都市があった」と述べ、この論文の最後に、「19世紀のザクセンにおける都市の質と量」に関する一覧表（以下ではブラシュケ一覧表と略記）を示している。この143市には、1830年人口表になかったリンバッハ、オルバーンハウとシルギスヴァルデの3市が含まれる。このうち前二者は、19世紀後半以後に都市となった集落⁽³⁾であり、最後者は、1845年にボヘミア王国から獲得された都市⁽⁴⁾である。また、1830年人口表のアルトガイジンクとノイガイジンク、および、エルンストタールとホーエンシュタインはブラシュケ一覧表ではそれぞれ1都市ガイジンク⁽⁵⁾およびホーエンシュタイン＝エルンストタール⁽⁶⁾とされている。さらに、1830年人口表で都市とされていたヘルンフート、シュミーデベルクとヴェクセルブルクの3集落も、ブラシュケ一覧表では都市とされていない。このようにブラシュケ一覧表は、改革直前期を問題にする場合には、適当でない、と考えられる。

第2に、上記『統計協会報告』第4巻所収の1832年人口表⁽⁷⁾において都市数は、合計すると141であり、ここでは、1830年人口表で都市とされていたヘルンフート、リーザ、シュミーデベルクとヴェクセルブルクの4集落が、都市とされていない。アルトガイジンクとノイガイジンクは1832年人口表でも別個の都市とされている。

第3に、1831年邦議会選挙法第43条には、「都市選出下院議員の選挙に関

与しうる集落〔＝都市〕は、本法付録に記載されている⁽⁸⁾とあり、付録には139の都市が列挙されている⁽⁹⁾。ここには、1830年人口表に都市としてあったカルンベルク、ヘルンフート、リーザ、シュミーデベルクとヴェクセルブルクの5集落が掲げられておらず⁽¹⁰⁾、アルトガイジンクとノイガイジンクは1市に統合されている。

しかしながら、他方では、以下で検討しようとするのは、1830年人口表の145市のすべてではない。第1に、オーバーラウジッツの都市、合計11、すなわち、パウツェン、ベルンシュタット、エルストラ、ヘルンフート、カーメンツ、ケーニヒスブリュック、レーバウ、オストリッツ、プルスニッツ、ヴァイセンベルクとツィッタウ⁽¹¹⁾は除外される。オーバーラウジッツは、中部ドイツ荘園制の支配する本領地域と異なって、農場領主制の地域であったからである。

第2に、本領地域の中でもシェーンブルク家協定所領とヴィルデンフェルス家所領は、高位貴族所領として国制上一定の独自性を有していたために、前者の所領内の都市9、カルンベルク、エルンストタール、グラウヒャウ、ハルテンシュタイン、ホーエンシュタイン、リヒテンシュタイン、レースニッツ、メーラーネとヴァルデンブルク、および、後者の所領内の都市1ヴィルデンフェルス⁽¹²⁾、合計10も除かれる。

第3に、シェーンブルク家封所領内の都市4、ブルクシュテット、ルンツェナウ、パーニヒとヴェクセルブルク⁽¹³⁾を考察の外に置く。ザクセン国王を封主とする封所領は、歴史家によって、「ザクセン国家に完全に組み込まれている」所領⁽¹⁴⁾、あるいは、シェーンブルク家が「ザクセン国王の領邦高権の下で単なる世襲・封・裁判領主として所有する」封地⁽¹⁵⁾と説明されている。しかしながら、「ザクセン改革」前に刊行された『国政便覧』の最後のもの、すなわち、1828年版、の地代管区および司法管区の個所⁽¹⁶⁾には、同家封所領内の管区名が見出されない。同時代の地名辞典にも、封所領は領邦君主直属の所領であるが、国王の管区（A——以下では単に管区と記される。）に

は編入されないで、さまざまに好遇されている⁽¹⁷⁾、あるいは、封所領は国王直属ではない⁽¹⁸⁾、と記述されている。そのために私は、封所領における中央官庁の支配がそれほど強いものではなかった、と推定し、上記4市を考察の外に置きたいのである。

こうして得られる120市⁽¹⁹⁾が、以下の検討の対象である⁽²⁰⁾。

(注)

- (1) この協会については松尾 1990, 21ページ, 注 (37); Kiesewetter 1991, S.153を参照。
- (2) Bevölkerung 1831, S. 28-29.
- (3) Blaschke 1957, S. 287, 325. (Limbach, Olbernhau)
- (4) Blaschke 1957, S. 408. (Schirgiswalde)
- (5) 後述の, Bevölkerung 1833, S. 6, 10 と同じく NOS 1837, S. 3, 193 もアルトガイジンクとノイガイジンクを別個の都市としている。また, Wächter 1901, S. 203 によれば両市の合併は1857年である。ただし, Blaschke 1957, S. 5 によれば両集落は古くから「一つの都市共同体をなしていた」。
- (6) Wächter 1901, S. 203; Blaschke 1957, S. 315 によれば両市の合併は1898年であった。
- (7) Bevölkerung 1833, S. 42. — Blaschke 1957 の把握の仕方もこれとまったく同じである。
- (8) GS 1831, S. 294.
- (9) GS 1831, S. 306-307.
- (10) Schiffner 1840 はリーザについて、本来は都市であるが、邦議会選挙の関係では農村と見なされる (S.419), また, シュミーデベルクについて、都市的営業権を与えられた鉱山市場町であるが、かつてはいくつかの中央官庁によって都市と見なされた (S. 328), と記している。
- (11) Bautzen (古くはブディッシン Budissin), Bernstadt, Elstra, Herrnhut, Kamenz, Königsbrück, Löbau, Ostritz, Pulsnitz, Weißenberg, Zittau.
- (12) Callnberg, Ernstthal, Glauchau, Hartenstein, Hohenstein, Lichtenstein, Lößnitz, Meerane, Waldenburg, Wildenfels.
- (13) Burgstädt, Lunzenau, Penig, Wechselburg.
- (14) Schmidt 1966, S. 32.
- (15) Klein 1982, S. 188.
- (16) Kgl. Staat 1828, S. 117-120, 255-262.
- (17) Schumann, Bd. 10, S. 561.

- (18) Schumann, Bd. 9, S. 639.—Treitschke 1829 の主要都市一覧表 (S. 215–216) においても、シェーンベルク家の協定所領と封所領およびヴィルデンフェルス家所領の都市は別格として取り扱われている。
- (19) ここで以下の論述の典拠を都市名のアルファベット順に一括して示しておこう。①は ALS 1791 のページ、②は Leonhardi 1803–1804 の巻／ページ、③は Schumann 1814–1833 の巻／ページ、④は Stein 1827 (その要点は Klein 1982 に引用されている。) の、⑤は Anton 1830 の、⑥は NOS 1837 のページ、⑦は Schiffner 1839–1840 の巻／ページ、⑧は Blaschke 1957 のページである。—は不記載を意味する。なお、ライプツィヒ県 (KD) を対象とする Schiffner の続巻は刊行されなかった。アードルフ (Adorf) ①2, ②3/402, ③1/7, ④80, ⑤1, ⑥1, ⑦1/416, ⑧329; アルテンベルク (Altenberg) ①6, ②3/173–174, ③1/40, ④51, ⑤3, ⑥3, ⑦2/688, ⑧1; アルトガイジンク (Altgeising) ①154, ②3/182, ③1/82, ④51, ⑤4, ⑥3, ⑦—, ⑧5; アナベルク (Annaberg) ①14, ②3/212, ③1/133, ④55, ⑤5, ⑥6, ⑦1/268, ⑧265; アウエ (Aue) ①17, ②3/277, ③1/193, ④62, ⑤6, ⑥8, ⑦1/210, ⑧357; アウエルバッハ (Auerbach) ①18, ②3/430–431, ③1/198–199, 201–202, ④83, ⑤7, ⑥8, ⑦1/361–363, ⑧271; アウグストゥスブルク (Augustusburg) (1899年までシェレンベルク Schellenberg, なお、ブラシュケ一覧表の Augustusberg は誤りである。) ①500, ②2/291, ③10/263, ④52, ⑤178, ⑥279, ⑦1/70, ⑧292; バーレンシュタイン (Bärenstein) ①23, ②2/363, ③1/237–238, 14/264, ④17, ⑤8, ⑥11, ⑦2/239, 273–274, ⑧1; ベルクギースヒューベル (Berggießhübel) ①32, ②2/357–358, 371, 394, ③1/296, 3/98, 6/822, 13/424, 14/362, ④17, ⑤11, ⑥15, 71, ⑦2/263–264, ⑧109; ビショフスヴェルダ (Bischofswerda) ①42, ②2/438, ③1/365, ④23, ⑤15, ⑥19, ⑦—, ⑧384–385; ボルナ (Borna) ①51, ②2/901, ③1/426, ④39, ⑤20, ⑥24, ⑦—, ⑧130; ブラント (Brand) ①54, ②3/80, ③1/446–447, ④47, ⑤21, ⑥26, ⑦2/591, ⑧300; ブランディス (Brandis) ①54, ②2/784, ③1/450, ④34, ⑤22, ⑥26, ⑦—, ⑧181; ブーフホルツ (Buchholz) ①63, ②3/230, ③1/501, 504–505, ④59, ⑤25, ⑥30, ⑦1/320, ⑧265; ケムニッツ (Chemnitz) ①76, ②3/118–119, ③4/524, ④66, ⑤29, ⑥36, ⑦1/27, ⑧282; コルディオッツ (Colditz) ①81, ②2/877, 879, ③5/55, ④39, ⑤30, ⑥38, ⑦—, ⑧182; クリミッチャウ (Crimmitschau) ①87, ②3/299, 322, 324, ③5/190–192, 195, ④68, ⑤33, ⑥41, ⑦1/121, ⑧367; ダーレン (Dahlen) ①93, ②2/595, 603, ③1/587, 590, 8/18, ④27, ⑤35, ⑥41, ⑦—, ⑧226; ディッポルディスヴァルデ (Dippoldiswalde) ①100, ②2/330, 332, ③1/644, 651, ④15, ⑤37, ⑥47, ⑦2/221, ⑧3–4; デーベルン (Döbeln) ①104, ②2/810, ③1/675, 678, ④36, ⑤40, ⑥50, ⑦—, ⑧154; ドーナ (Dohna) ①109, ②2/395–396, ③1/708, 14/261–262, 15/262, ④17, ⑤41, ⑥52, ⑦2/266—

268, ⑧107; ドレスデン (Dresden) ①113, ②2/98, 103, ③2/278—279, ④3, ⑤43, ⑥54, ⑦2/39, ⑧19; エーレンフリーダースドルフ (Ehrenfriedersdorf) ①122, ②3/198—199, ③2/344, ④56, ⑤46, ⑥58, ⑦1/285, ⑧266; アイベンシュトック (Eibenstock) ①132, ②3/278, ③2/583, 588, ④62, ⑤46, ⑥58, ⑦—, ⑧359; エルスターベルク (Elsterberg) ①126, ②3/436, ③2/423—425, ④83, ⑤48, ⑥60, ⑦1/345, 373, ⑧344; エルターライン (Elterlein) ①127, ②3/234—235, ③2/432, 434, ④59, ⑤48, ⑥61, ⑦1/316, ⑧266; ファルケンシュタイン (Falkenstein) ①134, ②3/437—439, ③2/614, 618, ④84, ⑤52, ⑥65, ⑦1/345, 359, ⑧272; フランケンベルク (Frankenberg) ①141, 360, ②3/134, 137, ③2/681, 684, 6/822, ④67, ⑤53, ⑥69, 189, ⑦1/55—56, ⑧294, 298; フ라우エンシュタイン (Frauenstein) ①142, ②3/156, 159, ③2/711, 715, 717, ④50, ⑤54, ⑥69, ⑦2/651, ⑧5; フライベルク (Freiberg) ①143, ②3/40, 42, ③2/739—740, 15/872, ④45, ⑤55, ⑥70, ⑦2/565—567, 570, ⑧302; フローブルク (Frohburg) ①147, ②2/905, 907, 909, ③3/8, ④40, ⑤56, ⑥71, ⑦—, ⑧134; ギイトハイン (Geithain) ①155, ②2/832—833, ③3/67, 96, ④37, ⑤59, ⑥76, ⑦—, ⑧134; ゲーリンクスヴァルデ (Geringswalde) ①157, ②2/834—835, ③3/100—101, 16/55, ④38, ⑤60, ⑥76, ⑦—, ⑧249; ギイアー (Geyer) ①160, ②3/218—219, ③3/120—121, 124, ④57, ⑤61, ⑥75, 77, ⑦1/282—283, ⑧266; グラスヒュッテ (Glashütte) ①161, ②3/180, ③3/135, ④51, ⑤62, ⑥78, ⑦2/226, ⑧5—6; ゴットロイバ (Gottleuba) ①176, ②2/393, ③3/364, 398, ④18, ⑤69, ⑥85, ⑦2/263, ⑧110; グリマ (Grimma) ①181, ②2/772—773, ③3/436, 441, ④34, ⑤70, ⑥87, ⑦—, ⑧186; グロイツシュ (Groitzsch) ①184, ②2/899, ③3/472, ④40, ⑤71, ⑥89, ⑦—, ⑧135; グローゼンハイン (Großenhain, 古くはハイン Hain) ①209, ②2/462, ③3/569, 576, ④25, ⑤71, ⑥100, ⑦2/515, ⑧48; グリュンハイン (Grünhain) ①196, ②3/236, ③3/603, ④58, ⑤73, ⑥96, ⑦1/312, ⑧359; ハイニヒェン (Hainichen) ①209, ②3/90, ③3/731, 16/750, ④47, ⑤80, ⑥101, ⑦2/561, 588, ⑧158—159; ハルタ (Hartha) ①205, ②2/835, ③3/694, ④38, ⑤77, ⑥103, ⑦—, ⑧159; ホーンシュタイン (Hohnstein) ①229, ②2/406—407, ③4/185—186, ④21, ⑤88, ⑥118, ⑦2/474, ⑧112—113; イエーシュタット (Jöhstadt) ①239, ②3/211—212, ③4/357, ④57, ⑤92, ⑥123, ⑦1/280, ⑧267; ヨハンゲオルゲンシュタット (Johanngeorgenstadt) ①240, ②3/272—273, ③4/360, 362—363, ④63, ⑤92, ⑥123, ⑦1/183, ⑧360; キルヒベルク (Kirchberg) ①253, ②3/297, ③4/586, 588, ④65, ⑤96, ⑥129, ⑦1/168, ⑧371; ケーニヒシュタイン (Königstein) ①271, ②2/389, ③5/1, ④18, ⑤99, ⑥141, ⑦2/255, ⑧113; コーレン (Kohren) ①274, ②2/905, 912, ③5/44, ④40, ⑤101, ⑥143, ⑦—, ⑧138; ラウエンシュタイン (Lauenstein) ①293, ②2/

364, ③ 5 / 393, ④ 19, ⑤ 108, ⑥ 152, ⑦ 2 / 239, 275, ⑧ 8 ; ラウジック (Lau-sick) ① 294, ② 2 / 880—881, ③ 5 / 398, 400, ④ 39, ⑤ 108, ⑥ 153, ⑦ —, ⑧ 138—139 ; ライプツィヒ (Leipzig) ① 298, ② 2 / 646, 673, 688, ③ 5 / 555, 559—560, ④ 29, ⑤ 110, ⑥ 155, ⑦ —, ⑧ 212 ; ライスニヒ (Leisnig) ① 298, ② 2 / 812—814, ③ 5 / 605, 608, ④ 36, ⑤ 110, ⑥ 155, ⑦ —, ⑧ 162 ; レンゲフェルト (Lengefeld) ① 299, ② 3 / 219, 225, ③ 5 / 618, 8 / 790—791, 17 / 835, ④ 57, ⑤ 111, ⑥ 156, ⑦ 1 / 290, 298, 300, ⑧ 324 ; レンゲンフェルト (Lengenfeld) ① 299, ② 3 / 442, ③ 5 / 620, ④ 83, ⑤ 111, ⑥ 156, ⑦ 1 / 345, 366, ⑧ 275 ; リープシュタット (Liebstadt) ① 306, ② 2 / 369, ③ 5 / 722—723, 725, ④ 19, ⑤ 114, ⑥ 161, ⑦ 2 / 239, 271—272, ⑧ 115 ; ロマツチュ (Lommatzsch) ① 315, ② 2 / 38—39, 52, ③ 6 / 9—10, ④ 13, ⑤ 117, ⑥ 4, 166, ⑦ 2 / 347, 375, ⑧ 81 ; マリーエンベルク (Marienberg) ① 325, ② 3 / 202, ③ 6 / 129, 18 / 37—38, ④ 56, ⑤ 122, ⑥ 171, ⑦ 1 / 274, ⑧ 325 ; マルクノイキルヒェン (Mark-neukirchen) ① 367, ② 3 / 401, ③ 7 / 80, ④ 80, ⑤ 123, ⑥ 172, ⑦ 1 / 417, ⑧ 336 ; マルクランシュテット (Markranstädt) ① 324, ② 3 / 520, ③ 6 / 168, ④ 33, ⑤ 123, ⑥ 172, ⑦ —, ⑧ 217 ; マイセン (Meißen) ① 330, ② 2 / 15, 34, ③ 6 / 320, 325, 18 / 112—113, 115, ④ 11, ⑤ 125, ⑥ 174, ⑦ 2 / 354, ⑧ 83 ; ミットヴァイダ (Mittweida) ① 340, ② 2 / 842, 844, ③ 6 / 514, 517, ④ 37, ⑤ 128, ⑥ 179, ⑦ —, ⑧ 254 ; ミューゲルン (Mügel) ① 347, ② 2 / 924, ③ 6 / 584, 587, ④ 42, ⑤ 130, ⑥ 182, ⑦ —, ⑧ 234 ; ミュールトロフ (Mühltröf) ① 349, ② 3 / 443, ③ 6 / 615, ④ 84, ⑤ 131, ⑥ 183, ⑦ 1 / 375, ⑧ 348—349 ; ムツチェン (Mutzschen) ① 352, ② 2 / 802—803, ③ 6 / 673—674, ④ 35, ⑤ 132, ⑥ 185, ⑦ —, ⑧ 191 ; ミーラウ (Mylau) ① 352, ② 3 / 444, ③ 6 / 677, ④ 83, ⑤ 130, ⑥ 185, ⑦ 1 / 345, 370, ⑧ 349 ; ナウンホーフ (Naunhof) ① 357, ② 2 / 782, 787, ③ 6 / 785, 8 / 489, ④ 34, ⑤ 134, ⑥ 187, ⑦ —, ⑧ 192 ; ネルヒャウ (Nerchau) ① 359, ② 2 / 782, 789, ③ 6 / 812, ④ 35, ⑤ 135, ⑥ 189, ⑦ —, ⑧ 192 ; ネットシュカウ (Netzschkau) ① 374, ② 3 / 445, ③ 6 / 819, ④ 84, ⑤ 136, ⑥ 189, ⑦ 1 / 345, 372, ⑧ 349 ; ノイガイジンク (Neugeising) ① 155—156, ② 2 / 365—366, ③ 7 / 50, ④ 19, ⑤ 62 (Geyssingen), ⑥ 193, ⑦ 2 / 239, 278, ⑧ 5 ; ノイザルツァ (Neusalza) ① 370, ② 2 / 451, 453, ③ 7 / 115, 11 / 283, 18 / 300, 794, ④ 23, ⑤ 139, ⑥ 198, ⑦ —, ⑧ 457 ; ノイシュタット (Neustadt) ① 372, ② 2 / 408, 410, ③ 7 / 130—131, ④ 21, ⑤ 139, ⑥ 200, ⑦ 2 / 478, ⑧ 117 ; ノイシュテッテル (Neustädte) ① 372, ② 3 / 280, ③ 7 / 140, ④ 62, ⑤ 139, ⑥ 200, ⑦ 1 / 165, ⑧ 361 ; ノッセン (Nossen) ① 389, ② 3 / 139, ③ 7 / 410, ④ 49, ⑤ 141, ⑥ 215, ⑦ —, ⑧ 86 ; オーバーヴィーゼンタール (Oberwiesenthal) ① 404, ② 3 / 282, ③ 7 / 693, 699, ④ 63, ⑤ 219 (ヴィーゼンタール Wiesenthal 村の一部), ⑥ 230, ⑦ 1 / 335, ⑧ 270 ; オーデラーン (Oederan) ① 407, ② 3 / 110, ③ 7 / 740, ④ 51, ⑤ 143, ⑥ 231, ⑦ 1 / 73, ⑧ 298 ; オェルスニッツ (Oelsnitz) ① 408, ② 3 / 403, ③ 7 / 756, ④ 80, ⑤ 143, ⑥ 232, ⑦ 1 / 413,

⑧337；オーシャッツ (Oschatz) ①411, ②2/579, ③8/20, 27, ④26, ⑤145, ⑥233, ⑦—, ⑧236；パウザ (Pausa) ①418, ②3/455, ③8/134, ④84, ⑤148, ⑥237, ⑦1/374, ⑧349；ペーガウ (Pegau) ①419, ②2/891—892, ③8/155, ④40, ⑤148, ⑥238, ⑦—, ⑧142；ピルナ (Pirna) ①426, ②2/346, 351, ③8/295, ④16, ⑤151, ⑥238, ⑦2/247, ⑧118—119；プラウエン (Plauen) ①428, ②3/420—421, ③8/344, 351, ④82, ⑤152, ⑥243, ⑦—, ⑧350；ラーベナウ (Rabenau) ①447, ②2/335—336, ③8/695, 698, 18/537, ④15, ⑤159, ⑥252, ⑦2/224—225, ⑧33；ラーデベルク (Radeberg) ①448, ②2/456, ③8/711—712, ④24, ⑤159, ⑥252, ⑦2/446, ⑧34；ラーデブルク (Radeburg) ①448, ②2/469, ③8/716—717, ④25, ⑤160, ⑥253, ⑦2/546, ⑧56；レーギス (Regis) ①457, ②3/558, ③1/475, 8/825—826, ④—, ⑤163, ⑥257, ⑦—, ⑧144；ライヒェンバッハ (Reichenbach) ①459, ②3/440, ③8/341, 9/33—34, ④84, ⑤164, ⑥258, ⑦1/367, ⑧351；リーザ (Riesa) ①467, ②2/61, ③9/175, ④13, ⑤167, ⑥263, ⑦2/347, 419, ⑧57；ロホリッツ (Rochlitz) ①470, ②2/830, ③9/268, 285, ④36, ⑤168, ⑥264, ⑦—, ⑧257；レータ (Rötha) ①475, ②2/710, ③9/369, 374, ④33, ⑤170, ⑥266, ⑦—, ⑧145；ロスヴァイン (Roßwein) ①479, ②3/141, ③9/463, ④49, ⑤172, ⑥268, ⑦—, ⑧170；ザイダ (Sayda) ①496, ②3/85—86, ③10/191, ④47, ⑤177, ⑥275, ⑦2/560, 593, ⑧308；シャンドウ (Schandau) ①499, ②2/412—413, ③10/216, 218, ④21, ⑤178, ⑥278, ⑦2/482, ⑧122；シャイベンベルク (Scheibenberg) ①500, ②3/281, ③10/245, ④64, ⑤178, ⑥279, ⑦1/207, ⑧268；シュレッタウ (Schlettau) ①506, ②3/231, 234, ③10/345, ④59, ⑤180, ⑥282, ⑦1/318, ⑧268；シュミエーデベルク (Schmiedeberg) ①511, ②2/361, ③10/412, ④19, ⑤181, ⑥283, ⑦2/239, 328, ⑧13；シュネーベルク (Schneeberg) ①513, ②3/255, ③10/444, 448, 18/707, ④61, ⑤182, ⑥284, ⑦1/154, ⑧363；シュエネック (Schöneck) ①517, ②3/406, ③10/640, ④80, ⑤184, ⑥287, ⑦1/419, ⑧339；シュヴァルツェンベルク (Schwarzenberg) ①523, ②3/274, ③10/747, 773, ④61, ⑤186, ⑥289, ⑦1/203, ⑧363；ゼーブニッツ (Sebnitz) ①527, ②2/410, ③11/26, 28, ④22, ⑤187, ⑥291, ⑦2/480, ⑧123；ジューベンレーン (Siebenlehn) ①535, ②3/140, ③11/136, 141, ④49, ⑤191, ⑥296, ⑦—, ⑧95；シュトルベルク (Stollberg) ①553, ②3/243, ③11/433, ④59, ⑤—, ⑥306, ⑦1/94, ⑧290—291；シュトルペン (Stolpen) ①553, ②2/431, ③11/445, 449, ④23, ⑤197, ⑥306, ⑦—, ⑧124；シュトレーラ (Strehla) ①555, ②2/595, 622—624, ③8/18, 11/488—490, ④27, ⑤198, ⑥307, ⑦—, ⑧242；タウヒャ (Taucha) ①561, ②2/701, ③11/594, ④33, ⑤201, ⑥310, ⑦—, ⑧220；ターラント (Tharandt, 古くはグラナーテン Granaten) ①178, ②3/96, ③11/679, ④15, ⑤203, ⑥313, ⑦2/681, ⑧38；トゥーム (Thum) ①570, ②3/201—202, ③11/755—

756, ④57, ⑤204, ⑥315, ⑦1/289, 305, ⑧269; トレブゼン (Trebsen) ①576, ②2/788, ③12/9, ④34, ⑤206, ⑥318, ⑦一, ⑧200; トロイエン (Treuen) ①577, ②3/446, ③12/24, ④84, ⑤207, ⑥318, ⑦1/345, 365, ⑧279; ウンターヴィーゼンタール (Unterwiesenthal) ①587, ②3/283, ③12/175—176, ④64, ⑤219 (ヴィーゼンタール村の一部), ⑥324, ⑦一, ⑧270; ヴァルトハイム (Waldheim) ①594, ②2/836, ③12/385, 387, ④38, ⑤212, ⑥328, ⑦一, ⑧175; ヴェーレン (Wehlen) ①599, ②2/424, ③12/482, ④22, ⑤214, ⑥331, ⑦2/454, ⑧126; ヴェールダウ (Werdau) ①609, ②3/316—317, ③12/693, 18/978, ④68, ⑤217, ⑥336, ⑦1/118, ⑧380; ヴィルスドルフ (Wilsdruff) ①619, ②2/315, ③13/88, ④9, ⑤220, ⑥341, ⑦2/142, ⑧100; ヴォルケンシュタイン (Wolkenstein) ①625, ②3/194, ③13/298, 305, ④54, ⑤223, ⑥344, ⑦1/259, ⑧328; ヴルツェン (Wurzen) ①629, ②2/917, ③13/367, 370, 374, ④41, ⑤224, ⑥346, ⑦一, ⑧202; ツェープリッツ (Zöblitz) ①640, ②3/185—186, ③13/657, ④53, ⑤227, ⑥352, ⑦1/238, ⑧328—329; チョーパウ (Zschopau) ①647, ②3/102, ③13/762, 764, ④51, ⑤230, ⑥355, ⑦1/74, ⑧300; ツヴェンカウ (Zwenkau) ①650, ②3/519—520, ③13/813—814, 816, ④33, ⑤231, ⑥356, ⑦一, ⑧223; ツヴィッカウ (Zwickau) ①650, ②3/306, ③13/826, ④68, ⑤231, ⑥357, ⑦1/116, ⑧381; ツヴェーニッツ (Zwönitz) ①652, ②3/238, ③13/889, ④59, ⑤232, ⑥357, ⑦1/323, ⑧292.

(20) ここで、特異な2市について付記しておきたい。

- ① レンゲフェルト. この都市は Leonhardi 1804; Schumann, Bd. 5, S. 618; Schiffner 1839 では「都市(ないし小都市)および村落レンゲフェルト」と表現され, Schumann, Bd. 5, S. 618; Schiffner 1839, S. 290, 298 は, 両者が一つの共同体をなす, と述べている. しかし, Blaschke 1957 は, 1764年に「小都市および村落」, 1791年に物品税支払都市(レンゲフェルト村は独立の共同体), 1835—42年にレンゲフェルト村を併合, と記している. そこで, 18世紀末に都市と村落が分離した, と考える. なお, 本節9で検討する騎士領との関係も単純ではない. Leonhardi 1804, S. 225; Schumann, Bd. 8, S. 790—791; Schiffner 1839, S. 300 ではラウエンシュタイン (Rauenstein) はレンゲフェルトとは別個の集落および領邦君主直属騎士領であり, NOS 1837, S. 255 においては, ラウエンシュタインはレンゲフェルト村に含まれる, とされているが, Blaschke 1957 にしたがって, 騎士領ラウエンシュタインはレンゲフェルトの市域に含まれる, と考える.
- ② トゥーム. Blaschke 1957 によれば, 19世紀にはゲマインデ・トゥームの自立的一部分としてトゥーム村があったが, この村はすでに1879年には分割され, トゥーム市などに併合された, とされている. したがって, トゥームの領域はトゥーム市とトゥーム村を含むことになる. なお, 騎士領は, トゥーム村にあった, と NOS 1837 と Schiffner 1839, S. 305 は記しているけれども,

Blaschke 1957 にしたがって、トゥーム市にあった、と考える。

3. 2. 同時代文献における都市

これら120の集落は、1830年以前には同時代文献（地誌ないし地名簿）ALS 1791, Leonhardi 1803-1804, Schumann 1814-1833, Stein 1827 と Anton 1830, および、現代の歴史的地名簿 Blaschke 1957 において、都市——小都市（Städtchen, Städtgen, Städtlein）を含む。——と記述されているか。レーギスとシュトルベルクは Anton 1830 に記載がない。ファルケンシュタインは ALS 1791 では村（ただし、物品税は負担する.），Stein 1827 では市場町，Leonhardi 1804 では村ないし市場町となっている。レーギスは ALS 1791 では市場町（ただし、物品税は負担する.），Leonhardi 1804 では都市あるいは市場町となっている。リーザは ALS 1791 と Blaschke 1957 で市場町とされ、シュミーデベルクも ALS 1791 で市場町とされている。トレプゼンとトロイエンは Anton 1830 では村となっている。オーバーヴィーゼンタールとウンターヴィーゼンタールの2集落は Anton 1830 では、ヴィーゼンタールの名称を持つ1村とされている。ウンターヴィーゼンタールは ALS 1791 によれば市場町である。以上のように、資料によって若干の差異があるが、以下では120の集落をすべて都市と考えることにしよう。

次に、ブラッシュケ教授は、すでに引用したように、18世紀初頭以後のザクセンの都市に共通するものとして、一般消費物品税の給付義務を挙げている。この物品税を以上の120市は負担していたか。これについて ALS 1791 と Blaschke 1957 の記載事項を検討してみよう。両資料においてブランツ、フロブルク、リープシュタット、オーバーヴィーゼンタール、リーザ、シュミーデベルク、シェーネックとウンターヴィーゼンタールの8市は物品税負担と記載されていない。したがって、ブラッシュケ教授によるザクセンの都市

の規定も完全ではない、と言わなければならない。

さらに、これら120の集落は、1830年以後について見ると、都市であったか。1831年選挙法付録と1832年人口表においてリーザとシュミーデベルクが都市と見なされていないことは、すでに述べた。NOS 1837 と Blaschke 1957 の記述も同じである。これら2集落は都市議員選挙権を与えられず、さらに、1838年農村自治体法の適用を受けたのである。

3. 3. 都市の類型区分

既述のブラシュケー一覧表においては、「ザクセン改革」以前の都市の「質」は、まず、市参事会が下級裁判権を持つか否か、次に、上級裁判権をも持つか否か、最後に、身分制議会出席権を持つ都市であるか否か、によって表示されている。しかし、私は、改革前の都市が国制上、領邦君主直属都市（kanzleischriftsässige oder schriftsässige Stadt）⁽¹⁾、管区所属都市（amtssässige oder Amts-Stadt）⁽²⁾、封臣所属都市（adlige, Patrimonial- oder Vasallen-Stadt——これを私は本稿、（I）、50ページなどで陪臣都市と訳してきたが、前記のように改める。）⁽³⁾の三種に区分されていたことに注目したい。そして、同時代文献 ALS 1791, Leonhardi 1803-1804, Schumann 1814-1833 と Stein 1827 の関連ページおよび Treitschke 1829 の主要都市一覧表⁽⁴⁾において、各都市がこれら三種のいずれに分類されていたか、を明らかにすることから出発してみたい。その際、上記3区分が明示されていない場合でも、市参事会ないし市裁判所が領邦君主直属性（Schriftsässigkeit）を持つとされている都市は、領邦君主直属都市に、管区Nに属する（gehörig）と記載されている都市は、管区所属都市に、騎士領Nに属する、あるいは、その一部である、と記されている都市は、封臣所属都市に分類しよう。また、既述の同時代文献のあるものに市場町あるいは村と記載されている集落も、本稿3. 1. で言及したように、都市と見なすことにしよう。

この分類作業の結果として、84市の類型区分は上記の5資料において一致する⁽⁵⁾。残る36市をどのように分類するか。ブラウエンは、Stein 1827 には県 (Kreis —— 以下では単に県と記される。) の首邑とのみあるが、他の4資料にしたがって領邦君主直屬都市とする。ドレースデンは ALS 1791 と Stein 1827 では首都となっており、ライプツィヒは Stein 1827 で県の首邑、Leonhardi 1803 で身分制議會第三院の議長都市となっており、フライベルクは Schumann に関連の記述がなく、Stein 1827 では県の首邑とのみあるが、これら3市はそれぞれ他の3資料にしたがって領邦君主直屬都市とする。ウンターヴィーゼンタールとツェーブリッツの2市は Treitschke 1829 に記載がなく、アウグストゥスブルクは Leonhardi 1803 に、アルトガイジnk、フランケンベルク、グラスヒュッテ、ジーベンレーン、ヴォルケンシュタインとチョーパウの6市は Stein 1827 に、ベルクギースヒューベルは Schumann に、オーバーヴィーゼンタールは ALS 1791 に関連の記述がないけれども、それぞれ他の4資料にしたがって管区所属都市とする。ファルケンシュタイン、フローブルク、レンゲンフェルト、リープシュタットとノイガイジnkの5市は Treitschke 1829 に記載がないが、他の4資料にしたがって封臣所属都市とする。コーレン、ナウンホーフ、ネルヒャウ、ノイザルツァとレーギスの5市は、ALS 1791 では ein schriftsässiges Städtchen nach (oder zum Rittergut) N (geh[örig])⁽⁶⁾と奇妙に表現されているが、他の4資料 (ただし、レーギスは Stein 1827 に記載がない。) にしたがって封臣所属都市とする。ブランドは ALS 1791 と Stein 1827 に関連の記述がないけれども、他の3資料にしたがって管区所属都市とする。シュミードベルクは Treitschke 1829 に記載がなく、Stein 1827 にも関連の記述がないが、他の3資料にしたがって封臣所属都市とする。

このようにして分類された領邦君主直屬都市は第3表に、管区所属都市は第4表に、封臣所属都市は第5表にアルファベット順にまとめられている。これらの表で都市名の後の () は、各市が所在した県を示している。県名

は1830年人口表から取られた。その場合、Eはエルツゲビルゲ県、Iはライプツィヒ県、Mはマイセン県、Vはフォークトランド県である。

しかしながら、これらの3表に分類できなかった都市が9市ある。それは第6表にまとめられている。このうち、クリミツチャウは Schumann と Treitschke 1829 では領邦君主直属都市、他の3資料では封臣所属都市である。フラウエンシュタインは Stein 1827 に関連の記述がなく、Treitschke 1829 では封臣所属都市であるが、他の3資料では管区所属都市である。ハイニヒェンは Treitschke 1829 に記載がなく、Stein 1827 では管区所属都市であるが、他の3資料では封臣所属都市である。マル克蘭シュテットは Stein 1827 では管区所属都市であるが、他の4資料では領邦君主直属都市である。ミューゲルンは ALS 1791 ⁽⁷⁾と Leonhardi 1803 では管区所属都市、他の3資料では領邦君主直属都市である。オーシャッツは Leonhardi 1803 と Schumann に関連の記述がなく、Treitschke 1829 では管区所属都市、他の2資料では領邦君主直属都市である。ラーベナウは Treitschke 1829 では一部は管区所属都市、一部は封臣所属都市であり、Schumann でも事実上そうである。Leonhardi 1803 の把握も Schumann に近い。さらに同市は Stein 1827 では管区所属都市、ALS 1791 では管区所属都市プラス自由地である。ラーデブルクは Treitschke 1829 に記載がなく、ALS 1791 と Schumann では封臣所属都市、他の2資料では領邦君主直属都市である。ツヴェンカウは Leonhardi 1804 に関連の記述がなく、ALS 1791 では領邦君主直属都市、他の3資料では管区所属都市である。

(注)

- (1) 16世紀には、「管区に所属しない多くの集落が存在した。なぜなら、それらの荘園が、あるいは、都市では市参事会が、領邦君主直属性を保持していて、領邦君主に直属していたからである」。Blaschke 1958 (b), S. 37. 高等宮廷裁判所を第一審とするものは、貴族と市民身分のすべての「領邦君主直属」の封臣、「領邦君主直

属都市」などであった。Blaschke 1958 (b), S.46-47. 本稿 2. 3. 6. の188ページ注(6)を参照。

- (2) 「管区所属」のものに荘園と都市があった。管区所属都市においては「領邦君主自身が荘園領主であった」。Blaschke 1958 (b), S.37-38. 「多くの集落については領邦君主が同時に荘園領主であった。彼に代わって管区が荘園領主の権限を行使したために、これらの集落は(直接的)管区村落(Amts-dorf)ないし管区所属都市と称された」。Blaschke 1958 (b), S.66. 本稿 2. 3. 6. の188ページ注(6)を参照。「最初から管区に所属したのは管区所属の土地(Amtssasse), 管区村落と管区所属都市だけであって、領邦君主とその中央官庁に直属する、領邦君主直属の荘園と都市は、そうではなかった」。シュミット 1992, (Ⅳ), 171ページ。なお、私は amtssässige Stadt と Amtsstadt とを同一のものとする。
- (3) 「荘園領主になお完全に従属している封臣所属都市もあった。このような都市の住民は「都市領主に」賦役を給付しなければならなかった」。Blaschke 1958 (b), S.62. 本稿 2. 3. 6. の184ページを参照。なお、私は adlige, Patrimonial-, Vasallen-Stadt を同一のものとする。
- (4) Treitschke 1829, S.210-214.
- (5) ただし、マルクノイキルヒェンは Treitschke 1829 では単にノイキルヒェン Neukirchen と綴られている。
- (6) これを私は、領邦君主直属の騎士領Nに所属する封臣所属都市と考える。
- (7) ここでの表現 churf[ürstliches] Städtch[en] を私は管区所属都市と考える。

3. 4. 裁判権と荘園領主権の把持者

このように分類された各都市に、裁判権と荘園領主権の把持者などを書き加えていこう。その場合、第1に、都市成立から17世紀末までの事情は無視される。第2に、Blaschke 1957 に、地域部分(Ortsteil) Nを伴う(mit) 都市、の形式で記載されたNは都市領域と見なされる。第3に、同時代文献において都市と同名の騎士領は市域にある、と見なされる。この地の(当市の)騎士領と記載されたものも同じである。騎士領を伴う(mit または nebst) 都市、あるいは、都市を伴う(mit または nebst) 騎士領、さらに、騎士領および(und) 都市——これらすべては以下において、騎士領を伴う都市と記される。——と記載された場合の騎士領も、都市領域に含められる。第4に、分農場(Vorwerk)、城館(Schloß)、城塞付属封地(Burglehn)、

自由地 (Freigut), 都市所有地 (Stadtgut) と孤立農場 (Einzelgut) は除外される。

まず、上級・下級裁判権の①はブラッシュケ一覧表から（ただし、この一覧表は、市参事会が把持する場合のみを示し、それ以外の場合には空欄となっている。）、②は Leonhardi 1803-1804 から、③は Schumann 1814-1833 から、④は NOS 1837 から、⑤は Schiffner 1839-1840 から取られた。裁判権の把持者が、賃借 (Pacht) の場合を含めて、その都市の市参事会であれば S, 領邦君主の管区、あるいは、管区と同種の官庁 (Königliches Gericht, Justitiariat — 以下では、これも単に管区と記される。) であれば A, 騎士領であれば R, その他の裁判所 (財団裁判所 Stiftungsgericht, 施療院 Hospital, 大聖堂参事会裁判所 Stiftgericht, 大聖堂参事会 Kapitel, [ドイツ] 騎士団裁判所 Ordensgericht, など) であれば G とした。() は私の推定である。S, A, R, G が競合する場合には、それらを列挙した。ただし、複数の騎士領が裁判権を把持する場合には、単に R とした。上級・下級裁判権と並んで警察 (Polizei), 非訴裁判権 (freiwillige Jurisd[iktion] und Gerichtsbark[eit]) が特記されている場合、それらはすべて無視した。ゼーブニッツ市の刑事裁判所 (Halsgericht) (Schumann) は上級裁判権を持つ、と考え、ヴェールダウ市について管区長 (A) の代理となる地方裁判官 (Landrichter) (Schumann) の裁判権は、管区のそれと見なした。

都市の裁判権あるいは都市に対する裁判権に上級・下級の区分がなされていない場合、上級裁判権の欄は * で示した。都市自身の裁判所を持つ、とだけ記されている場合、下級裁判権は S, 上級裁判権は * とした。市参事会が上級裁判権を持つ、とだけ記されている場合、市参事会は下級裁判権をも持つ、と見なした。領邦君主直属都市の市参事会がかつては上級裁判権の一部を持っていた、と Schiffner が記している場合、上級裁判権も下級裁判権も S + A とした。市参事会が裁判権の一部を持つ、と記されている場合、上級裁判権は不明、下級裁判権は領邦君主直属都市と管区所属都市にあっては

〔S + A〕とし、封臣所属都市にあっては〔S + R〕とした。裁判権が市参事会和管区に分有される、とのみある場合、上級裁判権は不明、下級裁判権は〔S + A〕とした。市参事会が下級裁判権（のみ）を持つ、と記されている場合、上級裁判権は管区所属都市にあってはA、封臣所属都市にあってはRとした。市参事会が下級裁判権の一部を持つ、とされている場合、管区所属都市にあっては上級裁判権はA、下級裁判権はS + Aとし、封臣所属都市にあっては前者はR、後者はS + Rとした。市参事会が裁判権をまったく持たない、と記されている場合、上級・下級裁判権は管区所属都市にあってはA、封臣所属都市にあってはR、第6表の「その他の都市」にあってはGとした。封臣所属都市が裁判領主を持つ、とされている場合、上級・下級裁判権はRとした。同時代資料において騎士領そのものが、あるいは、騎士領に所属する土地が都市に所在するけれども、特記事項がない場合、その騎士領が国制上、領邦君主直属ならば、上級・下級裁判権は〔+ R〕とし、管区所属ならば上級裁判権は〔+ A〕、下級裁判権は〔+ R〕とした。領邦君主の御料地は管区所属騎士領と同格と見なした。

荘園領主権の把持者の①は Blaschke 1957から、②は Leonhardi 1803 -

第3表 領邦君主

都市（県）	議 会	人 口	荘 園 領 主 権			
			①	②	③	④
1. アードルフ（V）	○	2,395	S			
2. アルテンベルク（E）	○	1,838	S			
3. アナベルク（E）	○	6,377	S			
4. ビンヨフスヴェルダ（M）	○	2,407	S			
5. ボルナ（L）	○	3,625	S			
6. ブーフホルツ（E）	○	2,280	S			
7. ケムニッツ（E）	○	19,572	S			
8. コルディッツ（L）	○	2,834	S			

1804 から、③は Schumann 1814-1833 から、④は Schiffner 1839-1840 から取られた。その把持者が市参事会であれば S，管区であれば A，騎士領であれば R，その他の荘園領主（大聖堂参事会 Stift，分農場など）であれば Z とした。市内に市参事会領域（Ratsgebiet）がある，と記されている場合は，S とした。管区に属する，と記されている場合は，A とした。騎士領に属する，と記されている都市は R とした。騎士領を伴う都市にあっては，封臣所属都市では R，封臣所属都市以外では [+R] とした。騎士領に所属する土地も，[+R] とした。

「議会」の欄は，身分制議会第三院に出席権を持つ都市に○印を付けた。これはブラシュケー一覧表⁽¹⁾から取られた。「人口」の欄は1832年人口表から取られた⁽²⁾。これに記載されていない2市，リーザとシュミーデベルクの人口は，1834年のもので，Blaschke 1957 から取られた⁽³⁾。

（注）

- （1）これは Schumann, Bd. 9, S. 821-822 の記述と完全に一致する。
 （2）Bevölkerung 1833, S. 2-20, 28-38.
 （3）これは Lommatzsch 1905, S. 31, 39 の数値と完全に一致する。

直属都市（その1）

上 級 裁 判 権					下 級 裁 判 権				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
S			S	*	S			S	S
	S	S	A	S+A		S	S	A	S+A
S			S	S	S	S		S	S
S	S	*	S+A		S	S	S	S+A	
S	S	S	S+A		S	S	S	S+A	
S		*	S	S	S		S+A	S	S
S	S	S	S+A	S	S	S	S	S+A	S
S	S	S	S+A		S	S+A	S	S+A	

第3表 領邦君主

都市（県）	議 会	人 口	荘 園 領 主 権			
			①	②	③	④
9. デーベルン（L）	○	5,559	S			
10. ドレースデン（M）	○	64,399	S			
11. フライベルク（E）	○	11,545	S			
12. ガイトハイン（L）	○	2,724	S			
13. ガイアー（E）	○	2,813	S[+R]	[+R]	[+R]	[+R]
14. グリマ（L）	○	4,685	S			
15. グローセンハイン（M）	○	5,582	S			
16. ヨハンゲオルゲンシュタット （E）	○	3,472	S			
17. ライプツィヒ（L）	○	43,189	S			
18. ライスニヒ（L）	○	4,530	S			
19. ロマッチュ（M）	○	2,330	S	[+R]	[+R]	S+A+R
20. マリーエンベルク（E）	○	4,092	S			
21. マルクノイキルヒェン（V）	○	2,129	S			
22. マイセン（M）	○	7,525	S		S+A+Z	S+A+Z
23. ミットヴァイダ（L）	○	5,506	S			
24. エルスニッツ（V）	○	3,291	S			
25. パウザ（V）	○	2,063	S			
26. ペーガウ（L）	○	3,293	S			
27. ビルナ（M）	○	5,214	S			
28. ブラウエン（V）	○	8,570	S			
29. ラーデベルク（M）	○	1,960	S			
30. ロホリッツ（L）	○	3,824	S			
31. シュネーベルク（E）	○	6,769	S			S
32. シェーネック（V）	○	1,686	S			
33. シュトルベルク（E）	○	3,121	S			
34. ヴルツェン（L）	○	3,793	S		S	
35. ツヴィッカウ（E）	○	6,127	S			

直属都市（その2）

上 級 裁 判 権					下 級 裁 判 権				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
S	S	S	S+G		S	S	S	S+G	
S	*	S	S+A	*	S	S+A	S+A	S+A	S+A
S	*	*	A	*	S	S+A	S+A	A	S+A
S	S	S	A		S	S	S	A	
	S[+A]	S[+A]	A+R	S+R	S	S[+R]	S[+R]	S+R	S+R
S	*	S	S+A		S	S	S	S+A	
S		S	S+A	*	S		S	S+A	S
S	*	S	S	*	S	S+A	S+A	S	S
S	S	S	A		S	S+A	S+A	S+A+G	
S	S	*	S+A		S	S	S+A	S+A	
S	S[+R]	S[+R]	A	S+A	S	S[+R]	S[+R]	A	S+A[+R]
S		S	S	S	S		S	S	S
S			S+G	*	S			S+G	S
S	*	S	S+A+G	*	S	S+A	S+A	S+A+G	S+G
S	S	S	S		S	S	S	S	
S			S	*	S			S	S
S			S	*	S			S	S
S	S	S	S+A		S	S	S+A	S+A	
S	*		S	S	S	S		S	S
S	*	*	S		S	S	S	S	
S	*	S	S+A	*	S	S	S	S+A	S
S	S	S	S+A		S	S	S	S+A	
S	S	S	S		S	S	S+A	S	
S			S	S	S			S	S
S		S	S+A	*	S		S	S+A	S
S		S	S+A		S		S+A+G	S+A+G	
S		S	S+A	S	S		S	S+A	S

第4表 管区所

都市(県)	議 会	人 口	荘 園 領 主 権			
			①	②	③	④
1. アルトガイジンク (E)		435	A	A		
2. アウエ (E)	○	1,151	A			
3. アウグストゥスブルク (E)	○	1,229	A			
4. ベルクギースヒューベル (M)	○	689	A[+R]			A+R
5. プラント (E)		1,981	A	A		A
6. ディッポルディスヴァルデ (M)	○	2,120	S			
7. ドーナ (M)	○	1,090	S+Z			A
8. エーレンフリーダースドルフ (E)	○	2,009	S			
9. アイベンシュトック (E)	○	4,454	S			
10. エルターライン (E)	○	1,888	S			
11. フランケンベルク (E)	○	5,415	S[+R]	[+Z]	[+R]	[+R]
12. ゲーリンクスヴァルデ (L)	○	2,211	S			
13. グラスヒュッテ (M)	○	957	S			
14. ゴットロイバ (M)	○	630	A			
15. グリュンハイム (E)	○	1,409	S			
16. ハルタ (L)	○	1,754	S			
17. ホーンシュタイン (M)	○	875	A		A	A
18. イエーシュタット (E)	○	1,801	A			
19. キルヒベルク (E)		3,789	R		(A)	
20. ケーニヒシュタイン (M)	○	1,589	A			
21. ラウジック (L)	○	2,059	S			
22. ムッチェン (L)		1,456	A[+R]	[+R]	[+R]	
23. ノイシュタット (M)	○	1,886	S			
24. ノイシュテッテル (E)	○	2,333	A			
25. ノッセン (E)	○	1,705	A			

属都市（その1）

上 級 裁 判 権					下 級 裁 判 権				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	A	A	A			A	A	A	
			A	A	S			S	S
			A	*				A	A
			A+R	*				A+R	[S+A+R]
		*	A	*			A	A	A
	A	A	A	A	S	S	S	S+A	S
		A	A+R	A[+G]		(+G)	S+G	A+R	S+G
	S	S	A	S	S	S	S	S	S
		A	A	*			A	A	A
	A	A	A	*	S	S	S	A	S+A
	A	A	A	A	S	S[+R]	S[+R]	A[+R]	[S+R]
	A	A	A			A	A	A	
	S	S	A	*		S	S	A	A
		A	A	*			S	A	A
			A	A	S			S+A	S
	A	A	A			S	S	S+A	
	*		A	*		A		A	A
	A	A	A			A	A	A	[S+A]
			A	A				A	S+A
			A	A	S			S+A	S+A
	A	A	A			S	S	A	
	*[+R]	*[+R]	A+R			(A+)G[+R]	(A+)G[+R]	A+R+G	
	A	A	A	A	S	S	S	S	S
			A	A	S			S+A	S+A
			A					A	

第4表 管区所

都市（県）	議 会	人 口	荘 園 領 主 権			
			①	②	③	④
26. オーバーヴィーゼンタール（E）	○	1,744	S			
27. エーデラーン（E）	○	4,069	S			
28. ロスヴァイン（E）	○	4,113	S			
29. シャンダウ（E）	○	1,301	A			
30. シャイベンベルク（E）	○	1,531	S	A		
31. シュレッタウ（E）	○	1,461	S			A
32. シュヴァルツェンベルク（E）	○	1,931	S			
33. ゼープニッツ（M）	○	2,843	A			A
34. ジーベンレーン（E）	○	1,405	A			
35. シュトルベン（M）	○	1,228	A			
36. ターラント（E）	○	1,405	S			
37. トゥーム（E）	○	1,828	S[+R]	R	(R)	
38. ウンターヴィーゼンタール（E）		1,460	A	A	A	
39. ヴァルトハイム（L）	○	2,521	S		(S)	
40. ヴェーレン（M）	○	858	A			A
41. ヴェールダウ（E）	○	4,837	S		A	
42. ヴォルケンシュタイン（E）	○	1,722	S			
43. ツェーブリッツ（E）	○	1,289	A	A	A	
44. チューバウ（E）	○	5,384	S		(A)	
45. ツヴェーニッツ（E）	○	1,756	S			

属都市（その2）

上 級 裁 判 権					下 級 裁 判 権				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
		*	A	*	S		S	A	A
S			A	(*)	S			A	(S)
		A	A		S		S	S	
	A	A	A	A	S	A	A	S+A	S
			A	A	S			S	S
	A		A	A	S	S		S+A	S+A
	A	A	A	*		S	S	A	A
	A	S	A	A		A	S	A	A
		A	A				S	A	
		S	A				S	A	
			A	*				A	A
	R	R	R	R	S[+R]	S[+R]	S[+R]	S+R	S[+R]
	*	*	A			A	A	A	
	S	A	A		S	S	S	S+A	
	A		A	A		A		A	A
	A	A	A	*	S	A	A	A	A
		S	A	A	S		S	S+A	S+A
		A	A	*			A	A	A
		S	A	*	S		S	A	S
			A	A				S+A	S

第5表 封臣所

都市(県)	議 会	人 口	荘 園 領 主 権			
			①	②	③	④
1. アウエルバッハ (V)		3,204	S[+R]	R	R	R
2. ベーレンシュタイン (M)		421	R	R	R	R
3. ブランディス (L)		1,078	R	R	R	
4. ダーレン (M)		1,975	R	R	R	
5. エルスターベルク (V)		2,137	S[+R]	R	R	R
6. ファルケンシュタイン(V)		2,640	R	R	R	R
7. フローブルク (L)		2,402	R	R	R	
8. グロイッチュ (L)		1,614	R	R	R	
9. コーレン (L)		965	R	R	R	
10. ラウエンシュタイン (M)		539	S[+R]	R	R	R
11. レングフェルト (E)		2,073	R	R	R	R
12. レングンフェルト (V)		3,256	R	R	R	R
13. リープシュタット (M)		676	R	R	R	R
14. ミュールトロフ (V)		1,421	R	R	R	R
15. ミーラウ (V)		2,263	R	R	R	R
16. ナウンホーフ (L)		954	R	R	R	
17. ネルヒャウ (L)		581	R	R	R	
18. ネットチュカウ (V)		1,505	R	R	R	R
19. ノイガイジंक (M)		631	R	R	R	R
20. ノイザルツァ (M)		846	S+R	R	R	
21. レーギス (L)		558	R	R	R	
22. ライヒェンバッハ (V)		5,412	R	R	R	R

属都市（その1）

上 級 裁 判 権					下 級 裁 判 権				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	[+R]	[+R]	R	R		[+R]	R	R	R
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	R	R	R
	[+R]	[+R]	R			[+R]	[+R]	R	
	[+R]	R	R			[+R]	R	R	
	[+R]	[+R]	G	[+G]		[+R]	[+R]	G	G
	[+R]	[+R]	A+R+G	[+R]		[+R]	R	A+R+G	A+R+G
	R	R	R			R	R	R	
	[+R]	[+R]	A+R			[+R]	[+R]	A+R	
	[+R]	[+R]	A			[+R]	[+R]	A	
	[+R]	[+R]	R	R		[+R]	[+R]	R	S+R
	[+R]	R	R	[+R]		[+R]	S[+R]	R	S
	[+R]	[+R]	R	*		[+R]	[+R]	R	S+R
	[+R]	[+R]	R	S[+R]		[+R]	S[+R]	R	S
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	[+R]	R	R
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	[+R]	R	R
	[+R]	[+R]	A+R			[+R]	R	A+R	
	[+R]	[+R]	R			[+R]	[+R]	R	
	[+R]	[+R]	R	R		[+R]	[+R]	R+G	R+G
	[+R]	[+R]	R	*		[+R]	[+R]	R	R
	[+R]	R	R			[+R]	S	R	
	[+R]	R	R			[+R]	R	R	
	[+R]	R	R	[+R]		[+R]	R	R	R

第5表 封臣所

都市（県）	議 会	人 口	莊 園 領 主 権			
			①	②	③	④
23. リーザ（M）		[1,631]	R	R	R	R
24. レータ（L）		940	R	R	R	
25. ザイダ（E）		1,130	R	R	R	R
26. シュミーデベルク（M）		[439]	R	R	R	R
27. シュトレーラ（M）		1,866	R	R	R	
28. タウヒャ（L）		1,718	R	R	R	
29. トレプゼン（L）		893	R	R	R	
30. トロイエン（V）		3,364	R	R	R	R
31. ヴィルスドルフ（M）		1,816	R	R	R	R

第6表 「そ

都市（県）	議 会	人 口	莊 園 領 主 権			
			①	②	③	④
1. クリミッチャウ（E）	○	3,555	R	R	R	R
2. フ라우エンシュタイン（E）		972	S	A	A	
3. ハイニヒェン（E）		4,596	R	R	R	R
4. マルクランシュテット（L）		897	S			
5. ミューゲルン（L）	○	1,887	S			
6. オーシャッツ（M）	○	5,243	S			
7. ラーベナウ（M）	○	582	S	[+Z]	A+R	A+R
8. ラーデブルク（M）		1,918	R	R	R	R
9. ツヴェンカウ（L）		2,334	S[+R]	[+R]	A[+R]	

属都市（その2）

上 級 裁 判 権					下 級 裁 判 権				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	[+R]	R	[+R]
	[+R]	R	R			[+R]	R	R	
	[+R]	[+R]	R			[+R]	R	R	S+R
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	[+R]	R	[+R]
	R	[+R]	R			R	[+R]	R	
	[+R]	[+R]	A+R			[+R]	[+R]	A+R	
	[+R]	[+R]	R			[+R]	R	R	
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	[+R]	R	R
	[+R]	[+R]	R	R		[+R]	[+R]	R	R

の他の都市」

上 級 裁 判 権					下 級 裁 判 権				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	[+R]	R	R	[+R]		[+R]	R	R	R
	*	*	A	*		A	A	A	A
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	R	S+R	[S+R]
	G	G	A		S	S	S	S	
		*	A				S+A	A	
S	S	S	S+A		S	S	S	S+A	
	A	A	A	A		A+R	(A+)R	A+R	A+R
	[+R]	[+R]	R	[+R]		[+R]	[+R]	R	R
	A	G	A			S+R	S+R	A	